

浦河港の修築の声もさきの計画によって次第に高まり、具体的な調査が進められるようになった。

2 海運

開拓使時代に幌泉に海官所（沖之口番所を廃止してこれに変わったもの）を設けて収税事務を管掌させた。これは明治三年海關所と改め、八年には船改所と称した。

なお幌泉の海關所は常に風浪のため船舶の滞錨不可能の故をもって、明治五年六月これを廃止し、同年開拓使浦河支庁の設置によって、幌泉出張所が設置された。

さらに開拓使の海運の方針は自ら船舶を常置するにあるとし、開拓使は汽船或臨丸、風帆船昌平丸をその所屬として大蔵省より受取り、太政官布告をもって風帆船および蒸汽船の購入手続について府、県に通達している。

曰く『西洋型風帆船蒸汽船は、自分百姓町人に至る迄所持するを許されたるに付右製造買入れを為さんとするものは管轄府県藩の添書を以て外務省へ出願すべし、但身元不随の外国人と馴合本邦人所持の名を貸与うるの悪弊なき様府県藩に於て篤と取調の上添書を為すべし』と。こうした船製改良の布令を発して、西洋型船の所有が許されると世間も漸くその製造に着眼し、船工もまた互に競争してその業を張り民間の造船は次第に隆盛を極めるに至った。

日高三石の先覚小林重吉が明治三年西洋型帆走船（二三五トン、スクーナー）を買入れ、万通丸と命名したが、商人としてのスクーナー所持は彼をもって始めとする。これについて殖民状況報文には

「海運ハ昔時春ヨリ秋ニ至ルノ間、函館ヨリ和船来リテ貨物ヲ出入セシガ開拓使ノ時、三石郡漁場持小林重吉卒先シテ西洋型風帆船ヲ用ヒ、貨物ヲ輸送ス、ソノ後汽船ノ交通アレドモ西洋地方ノ如キ水産物少ナキ地ニハ来ルコト稀ニシテ、運輸甚ダ不便ナリ……」と見えている。明治五年官は五百石以上の和船禁止令を公布する一方スクーナーの建造をすすめている。

明治六年彼は開拓使に請願し政府より燈明船の信敬丸七十四トンの船の私下を願ひ、函館の船工辻松之丞に託してスクーナーに仕上げて虎久丸と改名し、自己経営の場所三石と函館間を運航させた。

明治八年八月には辻松之丞を指図して、造船費千八百円で日高丸（三十八トン）を建造し翌九年七月にはまた三石丸（六十二トン）を完成している。このことは開拓使の方針が海運を基根として有無相通ずるという点にあったことを物語るものであつて、開拓使編纂の北海道誌の中に誌されている当時の黒田清隆長官の序文にも明らかである。

「蝦夷地開拓の要は有無を交通するにあり。有無を交通するは運輸を便にするに在り。運輸の便は多く之を海航に取る。故其初め手を開拓に下すや夙に船舶を造り港灣をとおし次に道路を開通せり。爾来殆ど百年道路益し開けて駅通伝送し海運益々盛にして大

転輸し百貨出入して有無交通す。開拓の業稍其成功を奏するを得たり。故に先づ海運を志して陸之に次ぐ。

明治十七年二月

内閣顧問陸軍中将從三位勲一等 黒田清隆 序

なお明治十五年現在、民有西洋型風帆船の道内三県下に船籍を有するものうち、船主の浦河に本籍をもっているものについて摘録する。

船名	登録 屯数	船主 本籍	製造 費	製造 年 月（明治）	製造 人
鶴賀丸	二九	木村義孝 浦河	一、二〇〇	一〇、六	函館島野市郎次
觀陽丸	六四	全人 （以上道製で函館定製船）	四、五〇〇	一一、六	函館辻松之丞
神徳丸	一二	奥村兵衛 様似	九三	九、一〇	川内山田忠作
觀降丸	六〇	木村義孝 浦河 （以上府県製で函館定製船）	二、二五〇	一〇、七	全人

1 治安の維持

明治二年七月蝦夷地開拓のため開拓使が置かれ蝦夷は北海道と改められ、初めて日高は日高国と称して開拓使の所轄となり明治四年開拓使庁に所屬し、明治五年に浦河支庁が置かれた。

同年札幌に聴訟・断刑・囚獄・警邏の分課が設置された。開拓使創設以来、日高方面における警察制度としては開拓使出張所もしくは派出所員の兼摂に委ねていたがこの時になって浦河に刑法局出張所を置き邏卒一名を派遣した。

明治七年五月浦河支庁は廃止されて札幌本庁の直轄となると同年六月に浦河・幌泉・静内・沙流の四出張所が設けられたが、同年九月静内出張所は沙流出張所が派出所と改称されるようになるとこれに併合されて廃止となった。さらに明治八年

一月には開拓使幌泉出張所が廃止された。

同年十二月行政警察規則の改定により巡卒長が警部、巡卒は巡査と改称した。巡査の呼称はこの時から始まった。
また十年四月から巡卒屯所は警察署、警察分署と改めた。明治十一年十二月開拓使は幌泉に札幌警察署幌泉分署を置いた。
このことは幌泉の地は開拓当初から移民に対し過保護の傾向にあったため、一般の風習も行状もかんばしいものではなかつたから、治安には特に留意する必要があつたためという。明治十二年七月、郡区町村編成によつて三石以東四郡、十勝国七郡を管轄する浦河郡役所が設けられた。警察事務は郡長の兼摂するところであつて、独立の官庁を置かずに郡役所内に併置した。

一方明治十五年浦河に治安裁判所と検事局が設置され、同年三月開拓使が廃されて函館、札幌、根室の三県制がしかれると、日高国は札幌に所屬した。また同月分署を廃止して札幌幌泉警察署に昇格して創設され、警部一名、巡査十名、その他御用掛と雇二名が配置され、浦河はその派出所として一名もしくは二名の巡査が配置され警邏査察に従事した。

明治十八年岩村司法大輔が本道を巡視して、浦河治安裁判所を幌泉村振興策として幌泉に移した際はじめて専任の警部署長を幌泉警察署に配してこれに行政、司法（裁判）を専属させた。明治十九年、三県制を廃し北海道庁が置かれた。翌二十年には郡役所在地に警察署を置いた。

一一一 宗教心

和人の移住がしきりに行われて、開拓に精魂を打込むあけくれの生活にも、異境の地にあつては安心立命を思ふぬものはない。神仏の恩寵と慈悲を思い、ひたすらに閻魔を燃やし続けてその生涯を生き抜こうとしたのである。このように人間が生活に信仰を失わないことは、人生に安心と慰藉を得ようとする生活感情によるもので、昔も今も変わりなく不滅の宗教心は根強く人々の心を支配している。

この期の創建にかかる管内の神社、仏閣、教会を左に誌しておく。

名称	創立年代場所	祭神	備考
庶野稲荷神社	えりも町字庶野 明治七年	保食神	
杵臼神社	浦河町字杵臼 明治十五年	天照大神 保食神 応仁天皇	
白泉稲荷神社	浦河町字白泉 明治二年	稲荷大明神 手置帆負神 豊受姫大神	
月寒	浦河町字月寒 明治十二年	金比羅大権現	
金比羅神社	浦河町字ケバウ 明治四年	神武天皇	稲田主従の時創立 旧称皇祖神社又は神武天皇社
静内神社	静内町御殿山 明治四年		
稲基神社	静内町 明治元年	蛭子尊（七福神の一神）	佐野専左衛門の創立
蛭子神社	静内町 明治元年		右同、静内社事明細帳の記録による、しかしその歴史明治以前のものであると思われるもの発見
金層比羅神社	門別（現東静内） 明治九年	金刀比羅神	
稲荷神社	門別 明治八年	天照大神	
佐増太神宮社	佐増太（現富川） 明治八年		

宗派	寺名	創立	所在地	本尊	寺号
真宗	正信寺	明治十二年	浦河	阿弥陀如来尊像	明治十四年
大谷	日照山	明治十五年	全	釈迦牟尼如来	明治三十年
曹洞	光照寺	明治十一年	えりも町	阿弥陀如来木仏像	明治十四年
真宗	能入寺	明治四年	全	阿弥陀如来尊像	明治二十二年
西本願寺派	光明寺	明治十二年	全	釈迦牟尼如来	明治十七年
曹洞	法光寺	明治十八年	静内町		?
日蓮	?	明治元年	門別町	阿弥陀如来	明治三十四年
真宗	照順寺	明治元年	門別町		

キリスト教

平取村……キリスト教伝導師の設立による日曜学校があり、その名の通り日曜に開校してローマ字日本読書、習字、算数を教えた。生徒三十名程度で女子はその十分の六という。明治十二、三年頃キリスト教宣教師が来村布教以来時々来村しては金銭物品を恵んで民心を集め教化に勉めた。(報文)

明治十七年、萩伏村に赤心学校が開校されたが、ここには教会堂があった。

一三 子女の教育

明治四年杵臼村に熊本県から開拓農民が移住した。この当時の記録(開拓誌)が今に残されているが、教育機関とてない末開のこととて、その中にこれら移住民が子女の教育に非常に苦慮し、明治六年移民達は相はかって、比較的読み書きそろばんの達者な田崎万三を師匠として彼の宅に子女を通わせ、寺小屋式の教育をしている。もちろんこの教育は季節的なもので、農閑期と冬季において行われるという断続的なものであった。その後師匠の交替はあったが、明治二十二年頃までこれが継続されていたことが誌されている。

またこの年(四年)稲田氏の静内掬別(東静内)における私塾益智殿(舎)が開設されているが、これは日高における初等教育のはじめであろう。

明治五年稲田氏はさらに静内町大字目名に英学校を開設し和漢、翻譯書等を教授した。この稲田私塾は学制発布により目名教育所と改められたが、これが日高地方の最も古い学校開設で、現在の高静小学校の前身である。

我が国に於いて小学校発足以前の庶民の初等教育は、寺子屋、私塾で、武家の藩学、郷学とは全くその系統を異にしたものである。これを単一の学校体系にしようとして明治五年(一八七二)学制が公布され、学問は身を立てるの財本というべきもの。邑に不学の戸なく家に不学の人なからしむることを理想とし、広く一般人民に学問を広めようとして、ここに画期的な教育方針が明かにされ、教育施設に格段の発展を見て、全国児童の就学するものが日々に増加して行つた。当時の小学校の就学率は男子約四〇%女子約一五%で平均二七%程で学令児童の四分の一が就学したに過ぎなかった。しかし明治三十三年頃から就学率は上昇の一途をたどり今日では「不学の人」なきにいたった。

明治六年には全国小学校の数は二二、五五八校にのぼり、明治十二年には二八、〇二五校を数えるにいたったが、教育の普及は実に近々百年に過ぎるものである。

さて、日高各郡の中心となる小学校は創業期(自明治元年至明治十八年)に一応設立を見るがその経緯について概言する。

教育施設や学校創立の遅速を考える時、概して土族団体の移住地の子女教育は漁民の移住地より遥かに早いようである。このことは移住民の教育意欲の強弱の度合によるものであろう。

沙流郡 佐瑠太小学校(現富川小学校)

此の地への移民団は子弟の教育について特段の関心を払い、明治六年石川佐兵衛なる者の世話で仙台藩の旧官舎を修補して佐瑠太教育所を創設した。生徒十四、五名を数えた。

明治十二年九月佐瑠太小学校と改称した。

十三年には村民有志の尽力で平取にアイヌ学校を開設した。

平取小学校

明治十三年九月アイヌ児童教育のため、佐瑠太の有志により、平取に佐瑠太小学校平取分校を神社下の平村駒吉の小屋を借用して開設し、渋谷安之進をしてその教育を担当させた。これが平取教育の始めであって、当時の児童数は十三名という。

門別小学校

移民が逐年多くなり土着定住の数が増した。これに伴い子弟教育の必要が痛感され、明治十年札幌病院門別分院の小林英太郎によって寺小屋式教育が行はれた。生徒数は四、五名に過ぎなかった。明治十四年門別小学校として開校した。

新冠郡 日新小学校(現新冠小学校)

明治十五、六年頃多生健三によって私塾が開かれたが、これが新冠教育の嚆矢である。十七年頃には札幌県庁から派遣された長連明が山藤倉松漁場の番屋二階で七、八名の児童を集めて教育したが、十八年鷲尾新平がこれに代って教育をし、同年十月高江、去童、姉去三ヶ村を通学区とする日新小学校の設立認可を見て開校した。校舎は現在の町役場西側の砂丘を切り開いて建てられた。教室は六畳程度で最初の入学者は僅か三名という。

静内郡 高静小学校

前述の目名教育所を明治九年八月郡民百五十円の寄附をもって修補し、完成後はや、小学校教則によるようになった。明治十年七月目名学校と改称し、十二年八月上下方（現神森）に移転校名を高静小学校と改めた。明治十年年の児童在籍は八十八名、うちアイヌ子弟十七名で、これらには校費をもって衣食、筆墨を給与し保護奨励した。明治十六年静内管内別に高静小学校の分校を開設した。三石郡 三石小学校

明治九年小林重吉によって海員学校が旗布に設立されたが、これが三石町の教育の始めである。ここは三石会所の二階の一室を教室にあて、彼の長子の学友吉崎豊作を招いて三名の生徒を教えたが、室内には地球儀や汽船の模型が置かれてあったというが、重吉の海運による夢の程が思われるようである。

しかし海員学校の将来に思いを馳せる時、三石は地の利を得てないことを悟り、明治十一年一たん開校して函館の自宅に学校を移し、月謝なしの夜学を開いた。（これが後の函館商船学校の前身である。）しかし明治十五年には重吉は私費を投じ旗布の自宅の一部を教室に開放して二十余名の児童に寺小屋式の教育をした。これが三石小学校の創始である。

浦河郡 浦河小学校

明治二年開拓使の設置に伴い、浦河分署が設けられた頃から年を追って和人の土着定住するものが多くなり子弟の教育の必要性は一層痛感されたので、明治十年十月開拓使浦河分署附属官舎を私受けて公立浦河小学校を開校した。郷社の神官小幡省三が初代校長、山谷寛次郎が世話係であった、当時の生徒数は三十二名、男子二十五名、女子七名であったと伝えられている。その所在地が現在の浦河警察署のところであったと言われる。

明治十一年八月の函館新聞五十四号に浦河小学校開校式の模様を次のように伝えている。

『去月七月十五日は浦河郷社へ札幌本庁より神爾を下げられ、臨時祭典ありて近在より多人数参拝に來りて近頃の賑いなり。また同日公立小学校の開業式ありて、二等属山崎清躬君初め諸官員、村吏事務係等より參觀人まで大層な人々にて、諸人の祝辞もあり、かつ山崎君よりは「日本略史」、「人体問答」、「地理初歩」、「小学入門」等の書籍を生徒一同へ恵まれ、その他同小学校設立にあたっては官員、戸長、事務係その他諸有志より寄附金夥しかりき』と、

私立赤心学校

また同じく十年には、浜萩伏に旅館、駅通、農漁業を兼営していた原寅之助が發起人となり、田畑長助の二階で浪人による子弟教

育が始められていた。この私学舎は、数年後に校舎の必要を痛感して、その新築計画を進めていた。しかし明治十五年、沢茂吉の率いる男女八十余名の赤心社開拓事業移民団が萩伏村元浦河流域に開拓を下し、明治十七年秋、これら移民団の贈金によって教会堂と学校を兼ねた私立赤心学校が開校され子弟教育の途がひらかれると、前記の新築計画は中止され子弟はここに収容された。

思うに本道開発史の上に輝かしい業績を残した赤心社の己に教育に精魂を打ちこみ、信仰に生きる敬虔な生活努力のあったことは開拓の使命宣言に、

1 未開の地を開きて産をふやすこと

2 宗教の自由を重んずること

3 品性を修養し、人物を陶冶し、一巨緩急あらば北門の守りたらんことを期すること、
によって明らかであるが、こうした彼等の真摯な生活は特筆に値する尊いものである。

様似郡 様似小学校

様似における学校の記録は「区入費之儀ニ付書上同書」によって、明治十三年当時の郷社の神官鶴坂保胤によって寺小屋式教育が行われていたが、このことはすでに明治八年からはじまっていたようである。

しかし本校の設立は他郡に比し少々遅れた。これは篤志家による私塾の生徒数の少ない上に通学区域が広く、さらに住民の向学の念が稀薄であったことによるものとされている。

幌泉郡 幌泉小学校

明治五年応募した三百戸の移民は、やがてえりもの地に漁業を営み定住することになると子女の教育に関心を持つようになった。たまたま明治六年幌泉村沢町に住む佐藤某なる者が、村内の子弟を集めて寺小屋式の教育をはじめたが、これがえりも町のそもそもの教育の起源のようである。

やがて村内の財力のある篤志家連が中心となり私塾が始められるようになった。

明治十年十一月幌泉、歌別が共同して幌泉学校を設立したが、これが現在のえりも小学校の前身で最初のものである。開校当初の児童は両村合わせて十三名と言われるが、年度末には男三十三名女四名計三十七名を数えるにいたった。本校の設立によって教育熱が高まり、明治十二年十月より開かれた油駒村の私塾は十六年幌泉小学校分校となり、続いて庶野が十四年漁舎を教育場にあてて

小屋式教育をしていたが翌十五年に、続いて笛舞、小越が十六年にそれぞれ幌泉本校の分校として開設されるにいたった。そしてこれらの分校は明治十八年になって何れも独立校として発足した。

なお学校の維持は、創設に当って若干の補助金が交付されたが、こういう学校は公立と心得べきの旨が明治九年十一月の布達によって示され、文部省よりの交付金として学童一人について府県の二倍に相当する二十八銭が配当になった。

次は管内における明治九年の学令児童補助金の配当表である。

郡名	学令児童数	交付額	郡名	学令児童数	交付額
沙流	二九五	八二・七五	浦河	一八〇	五〇・五
新冠	八三	二二・三七	様似	五八	一六・四八
静内	三〇八	八六・六一	幌泉	一五七	四四・〇三
三石	四八	一三・四四			

また、明治十三年の学校維持規則には次のことが誌されている。

分校は必ず本校の教則に従うものとす。只其の会計は該地の公費故本校より可否するの權なし。

教育所は分校の稍劣るものにして、教場の体裁全く備わらざるものなれども、固より人民の公学にして経費又公費に属する。分校、教育所は永久之を唱ふるにあらず、略体裁の備はるに於ては、改正の議区戸長より申出づべし。と、

第四章 拓殖の漸進

一 時運の發展

本項は主要事項の年譜を追ってこの期の時のあゆみを知ると同時にその間の行政を展望することとする。

町村制施行前

・明治十九年（一八八六）

一月、三鼎一局を廃して北海道庁が置かれた。かくて本道の開発と行政全般の事務を総合統一して時勢に即応した施策を樹立せしめた。初代長官は岩村通俊である。

三月、道庁が開庁した。未開地三万坪以下の処分を郡長に委任することになった。

苫小牧に勇払外五郡役所を設置した。勇払、白老、千才、沙流、新冠、静内を管轄。浦河、浦河外十郡役所を設置する。浦河、三

石、様似、幌泉、広尾、十勝、中川、河西、当緑、河東、上川。

六月、北海道土地私下規則を公布。

十二月、北海道庁官制改正、函館、根室両支庁廃止。

・明治二十年（一八八七）

三月、水産税の軽減

四月、小学校規則及び小学校簡易科教則などが公布された。

五月、様似二村（幌満・磐内）を分離し、様似郡各村戸長役場に編入し幌泉は幌泉郡各村戸長役場となって二郡を管轄した。

六月、浦河郡役所は静内以西の三郡役所（静内、新冠、沙流）を合し現在の日高七郡を管轄することに変更した。かくて明治二十一年七月以降の日高の両郡分割制に終止符を打った。郡長は辰野宗城である。

○ 浦河港の修築の具体的な調査が進められ、海の開発は大きく前進を見せた。